

令和7年12月9日

栗東市議会

議長 里内 英幸 様

栗東市議会政治倫理審査会

委員長 中野 光一

（公印省略）

令和7年9月2日付けで付託を受けた件は審査が終了したので、栗東市議会議員政治倫理条例第7条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 審査対象議員氏名 梶原 美保 議員
- 2 審査請求事由 栗東市議会議員政治倫理条例第3条第1号違反
- 3 審査結果

・審査請求の事案の内容

梶原美保議員が、令和7年6月9日～令和7年7月22日までの間、SNS（Facebook）に臀部が写る自身の身体治療の一部の写真と文言による不適切な投稿（「ビミョーなサービスショットを付けました www」と記載。）を行ったことについて、令和7年7月15日から翌16日にかけて、市民から「議員として不適切」との苦情が寄せられた。この不適切な投稿により、議会全体および就任されている役職に対する市民からの期待や信頼を失墜させた。

・審査会の経過

審査会委員名簿

	氏 名	備 考
議員	上田 忠博	新政会
議員	櫻井 浩司	究理の会
議員	中野 光一	新政会
議員	伊吹 裕	日本共産党栗東市議団
議員	塩見 隆	公明栗東
議員	谷口 律香	栗東市民ネットワーク

第1回審査会 9月2日(火)

委員全員出席の中、正副委員長を互選により選出した後、議長より審査の付託を受けた。次に、議会事務局から審査請求事案の説明の後、今後の審査の進め方として、9月から10月の間に審査請求者から請求内容の説明および審査対象者である梶原議員から弁明の聴取、また、必要に応じ関係者や見識を有する方などからの意見もしくは事情の聴取、報告を求めていることを確認した。また、審査請求書に記載されている7月29日開催の定例全員協議会の内容に疑義があるため、次回審査会において当日の会議録の提出を要求した。

第2回審査会 9月10日(水)

委員全員出席の中、審査請求者(3名)から請求に至った経緯および請求内容等の説明を受け、条例第4条に規定する書類についての確認を行った。次に審査対象者である梶原議員が弁明し、委員による事情聴取および事実確認を行った。また、関係者として、里内英幸議長へ定例全員協議会での報告方法について聞き取りを行った。その後、審査請求事案の事実確認を行う中で、証拠書類に疑義が認められ議会事務局へ証拠資料の追加提出を要求した。

第3回審査会 10月17日(金)

委員全員出席の中、第2回審査会内容のまとめおよび議会事務局が提出した証拠資料(Facebook)の投稿内容(文章全文)により、再度審査請求事案の事実確認を行った。有識者である新川達郎同志社大学名誉教授(以下、識者という。)からの意見を参考に、審査会として、栗東市議会議員政治倫理条例第3条第1号に違反すると認定し、議会が講ずるべき措置について協議・検討を行い、次回の審査会にて審査結果を取りまとめることとした。

第4回審査会 11月25日(火)

委員全員出席の中、第3回審査会までの審査内容を踏まえとりまとめた審査結果報告(案)について協議・検討を行った。議論を通じて、議員としての責務や倫理観、市民からの信頼回復が重要視され、議会がなすべき措置については、「役職辞任」「議長注意」「処分なし」と意見が分かれ、最終結論には至らなかった。次回審査会において、本日の議論や識者からの意見を踏まえたうえで再度協議を行い、委員間の合意形成を図り市民への明確な説明責任を果たすことを確認した。

第5回審査会 12月9日(火)

委員全員出席の中、これまでの審査内容を踏まえた審査結果報告(案)について協議・検討を行った。議会がなすべき措置を決定した理由や処分内容について、全委員の合意により最終

決定を行い、議長に報告することについて承認を得た。

・ 審査の結果

審査の結果、梶原議員の前記所為は、栗東市議会議員政治倫理条例第3条第1号に掲げる政治倫理基準に違反する行為であったと認定し、同議員に対して議会がなすべき措置としては、議長からの「厳重注意」が相当であると判断した。その理由は以下に述べるとおりである。

(理由)

(1) 認定した事実

梶原議員は、長年坐骨神経痛を患っており、令和7年6月9日に腰部へのブロック注射の治療を受けた。友人・知人に治療内容を報告する目的で、臀部が写るブロック注射後の写真を文章とともに、令和7年6月9日～令和7年7月22日までの間、SNS (Facebook) に投稿していた。文章は最近体調不良であったことやブロック注射の感想など全21行で綴られ、「体調管理は大切である」ということを伝えたかったとともに、日頃他人には見せない治療部位のさらには肌の部分の写真であるため最後に「ビミョーなサービスショットを付けました www」との文言を付け投稿したものである。

審査請求書に添付されている写真は梶原議員が投稿したものと同一であること、および文章は一番伝えたかった部分は切り取りされているものの、本人が投稿したものであることを本人の弁明により確認した。また、審査対象事由にある「市議会議員に謝罪せず申し開きがあった」こと、および「写真と文章を削除し、謝罪したので役職を辞任する判断はできない」ことについては、梶原議員の弁明および7月29日の定例全員協議会の議事録により、写真等の削除と併せお詫びの投稿を行い謝罪されていたことを確認した。

(2) 審査請求書類の証拠能力および証明力について

梶原議員が SNS (Facebook) に投稿した、臀部が写る自身の身体治療の一部の写真と「ビミョーなサービスショットを付けました www」などの文言は、スクリーンショットにより拡散され、「議員として不適切」との苦情が市民より議会事務局および一部の議員へ寄せられた。

この、スクリーンショットを証拠書類とし審査請求がされたことを受け、証拠書類の証拠能力および証明力の確認を行った。梶原議員の弁明により認定した事実および議会事務局が提出した証拠資料により、写真および文章は梶原議員本人が投稿したものであることを確認する一方、文章の一部が切り取られたスクリーンショットであることが認められた。また、審査対象事由についても、一部事実と異なる内容であることを確認した。

(3) 違反行為の認定および審査の継続の是非について

委員より、審査請求の違反行為を証する書類が文章の一部が切り取られたスクリーンショットであることにより、証拠書類として満たしておらず審査するべきでない。第2回審査会において投稿写真は不適切であるがわいせつ性は否定され、その意図がないまま不適切とすることは整合性に欠ける。切り取りを証拠書類として認定することは今後重大な危険性を及ぼす。などの意見の一方で、切り取りだから証拠にならないというよりも、投稿自体を市民が不快に感じたことや、「ビミョーなサービスショットを付けました www」という文言とともに投稿したこと自体が問題である。証拠書類は梶原議員の投稿を意図的に切り取ったかの判断はできないものの、証拠として成り立つのではないか。本人の自覚の甘さが議員として不適切であるとして市民の苦情につながったこと。投稿を見た市民が不快に思われたことは事実であり、議員のあり方に関係する問題でもある。などとの意見が出された。

識者からは、本件の証拠は部分的な切り取りをされたスクリーンショットであり、印象操作やエコーチャンバー効果の恐れがあることは間違いない。証拠として、このスクリーンショットだけを見ていくことは審査会の議論としては不十分と指摘される恐れがあり、全体像を参照しながら、審査会独自に事実関係の確認を進められるのが妥当であるとの意見をいただいた。

以上のことを踏まえ、審査会としては、このまま審査を継続すると今後もスクリーンショットを証拠資料として認めざるを得ない危険性を認めつつも、本件においては、現状の審査請求書および事務局が提出した証拠資料をもって審査を行うことに委員5人中4人の賛成多数で決した。同時に、今回の行為は市民の負託を受けている議員としての自覚を欠いた行為であり、前記条例第3条第1号に違反するものであることを認めた。

(4) 議会がなすべき措置に関する意見

梶原議員の本事案における所為は、一部委員から「投稿写真は医療行為の記録写真の一部であり罰するに値しない」との意見が出る一方で、「ビミョーなサービスショットを付けました www」という文言がついたことにより市民から負託を受けている議員としての品位および市民の議会に対する信頼を損なうものであり処罰の対象であるとの意見が多数出された。

また、議会がなすべき措置の程度について、多数の委員より公職者である議員としての品位や倫理観に欠けた行為により、市民に不快感を与え議会全体の信頼を損ねたことは重大である。軽微な措置では不十分であり現在就いている役職を辞任することによって責任を示す「役職辞任の勧告」相当とする意見、一方で、軽率な行為であったが、議長より注意を受け、既に投稿の削除と謝罪がされている点を踏まえ、「議長嚴重注意」が妥当であるとの意見であった。

識者からは、デジタル化が進んだ情報社会では、SNSや私的な会話すら切り取られ拡散される恐れが大きい。ネットワークの活用は現代社会においては必須ではあるが、同時にその情報発信内容については、最大限の注意を払う必要がある。議員としてのコンプライアンスの遵守そして高い政治倫理の実現は、議員としての基本的な責務となっていることが自覚されなけれ

ばならない。公職にあるものは、あらゆる場面での行動や発言に責任を持たざるを得ない社会になっていることを認識すべきである。また、みだりに臀部等を見せる行為は日本の法律規範において禁止されていることを注意いただきたい。そのうえで、今回の事案については、写真そのものにわいせつ性はないとされたものの、投稿自体が市民に不快感や嫌悪感を与えたということであり、措置の内容については、政治倫理の観点からどの水準で抵触しているかを明らかにし、他市事例や社会一般の法律ルールとのバランスを考慮すべきであり、不当に重いあるいは不当に軽い処分とならないように考えなければならない。既に議長から注意を受けられ、投稿の削除および謝罪をされているという個別の事情を勘案すると、「注意処分」相当が妥当なのではと考える。との意見をいただいた。

本審査会としては、公職者である議員としての品位や倫理観に欠けた行為が議会に与えた影響は重大であるが、今回の投稿の動機が自分の友達等に向けた医療行為の様子を一般公開してしまったということ、投稿写真にわいせつ性はないこと、すでに投稿を削除し SNS 上での謝罪および定例全員協議会においても全議員に謝罪されていること、また、他市事例や社会的感覚とのバランスを考慮すると、議会がなすべき措置としては、条例に規定する処分を行うことは不適當であり、議長からの「厳重注意」が相当と判断する。

梶原議員には、肌を露出する写真を見せる行為は軽罪になりうることをしっかりと自覚し、今回の行動を反省していただきたい。

なお、栗東市議会全体としても、今回の事案が市民に与えた影響を重視し、今一度、政治倫理の規範を省みる機会とし、今後の議会活動および議員個々の活動において、市民から負託を受けた者として、高い倫理感が求められていることを深く自覚したうえで、政治倫理基準の遵守について認識を深め、市民の信頼回復に努めるべきであることを意見として申し添える。